

第1章 総 則

第1節 総 論

(契約約款)

第1条 株式会社つくばインターネットサービス(以下、当社といいます)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下単に「法」といいます。第31条第5項に基づき、このティンズインターネットサービス契約約款(以下「契約約款」といいます)を定め、当社はこれによりティンズサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、お客様の承諾を得ることなく、この契約約款を独自に変更することができます。この場合の料金その他のサービス提供条件は、変更後のティンズインターネットサービス契約約款に従うものとなります。

(協議事項)

第3条 この契約約款に記載のない実施に必要な細目については、利用者であるお客様と当社との協議によって定めます。

(用語の定義)

第4条 この契約約款においては、次の用語の意義はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)ティンズサービス
ティンズサービス用通信回線およびティンズサービス用設備をお客様に提供する当社の電気通信サービスのことをいいます。
- (2)ティンズサービス用通信回線
ティンズサービスに使用する第一種電気通信事業者の電気通信回線のことをいいます。
- (3)ティンズサービス用設備
ティンズサービスに使用するティンズサービス用通信回線に接続された当社の通信設備および電子計算機等(電子計算機の本体、入出力装置およびその他の通信設備並びにソフトウェアをいいます)のことをいいます。
- (4)お客様
当社と利用契約を締結している個人および法人のことを指します。
- (5)利用契約
ティンズサービスの提供を受けるための契約のことをいいます。
- (6)顧客設備等
お客様がティンズサービスの提供を受けるため、アクセス回線を経由して、または直接ティンズサービス用通信回線と接続する端末設備、電子計算機およびその他の機器のことをいいます。
- (7)アクセス回線
顧客設備等をティンズサービス用通信回線に接続するために、当社もしくはお客様が第一種電気通信事業者から借りる電気通信回線をいい、電話回線、ISDN回線、専用回線等があります。
- (8)アクセスポイント
お客様が顧客設備等をアクセス回線を経由してまたは直接ティンズサービス用通信回線と接続するための接続ポイントのことをいいます。
- (9)識別符号
お客様の確認のために設定される符号およびパスワードのいずれか一方またはこれらの両方を指すものとします。

第2節 提供サービス内容等

(サービスの種類および内容)

第5条 ティンズサービスの種類およびその内容は別表に記載のとおりとします。

(サービスの提供区域)

第6条 ティンズサービスの提供区域は、日本国の全域とします。

第2章 利用契約

第1節 利用契約の締結

(利用申込方法)

第7条 ティンズサービスの利用契約の申込は、下記の事項を含む必要事項を記入した当社所定の申込書を当社に提供してこれを行うものとします。

- (1)氏名または商号および住所または居所、法人にあつてはその代表者の氏名
- (2)契約するティンズサービスの種類
- (3)利用開始希望年月日
- (4)その他ティンズサービスの提供を受けるために必要な事項

(利用契約の成立)

第8条 利用契約は、前条の申込に対し当社が承諾通知を発送したときに成立するものとします。ただし、下記のいずれかに該当する場合、当社は、利用申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことができるものとします。

- (1)申込書に虚偽の事実の記載があつたとき
- (2)申込者がサービスの利用料金等の支払いを怠るおそれがあることが明らかとなるとき
- (3)申込者が第33条(利用の停止)に該当するとき
- (4)当社の業務の遂行上または技術上に著しく困難があるとき
- (5)申込に係るティンズサービスを提供するための専用線の設備について、第一種電気通信事業者の承諾が得られない場合
- (6)その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

2. 当社はティンズサービスの種類により、識別符号を設定した場合は、前項の承諾のときのこれをお客様に通知します。

(最低利用期間)

第9条 ティンズサービスの最低利用期間は、ティンズサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

2. お客様はティンズサービスの開始前または前項に定める最低利用期間内に利用契約が解除された場合は、残余の期間(ティンズサービスの提供の開始前の解除にあつては12ヶ月)の基本料金及び接続料に相当する金額を当社が定める日まで支払わなければなりません。

第2節 利用契約の変更及び変動

(契約事項の変更)

第10条 お客様は、ティンズサービスの種目、品目あるいはネットワーク接続設置の移転や専用線の変更等を請求することができます。この場合、お客様は当社が別に定める申請書に所定の事項を記入して提出するものとします。この場合、当社の承諾については第1節の規定を準用するものとします。

(利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

第11条 お客様は、利用契約に基づいてティンズサービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

(お客様の地位の承諾等)

第12条 相続または法人の合併によりお客様の地位の承継があつたときは、地位の承継をした者は、承継をした日から30日以内に当社規定の書類を当社に提出するものとします。

2. 当社はお客様について次の変更があつたときは、そのお客様またはそのお客様の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項のお客様の地位の承継があつたものとみなして前項の規定を準用します。
 - (1)個人から法人への変更
 - (2)お客様である法人の業務の分割による新たな法人への変更
 - (3)お客様である法人の業務の譲渡による別法人への変更
 - (4)お客様である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更
 - (5)その他(1)から(4)までに類する変更

(お客様の氏名等の変更)

第13条 お客様は、その氏名、商号もしくは名称または住所もしくは所在地について変更があつたときは、変更があつた日から30日以内に当社規定の書類を当社へ提出し通知するものとします。

2. お客様は、前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき(顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、あらかじめ当社規定の書類に変更事項、変更予定日等を記入して、変更予定の1ヶ月前までに当社に提出するものとします。

第3章 ネットワークの接続

第1節 通信回線

(ティンズサービス用通信回線)

第14条 当社は、第一種電気通信事業者の提供する通信回線を使用してティンズサービスを提供します。

第2節 顧客設備等

(顧客設備等の設置)

第15条 お客様は当社からティンズサービスの提供を受けるにあつては、お客様の費用にて、当社が定める技術的事項に従い顧客設備等を当社のアクセスポイントに接続するものとします。なお、当社は、お客様と協議の上お客様に接続していただくアクセスポイントを決定するものとします。

2. お客様が接続する顧客設備等は、当社が提示する技術的事項に適合する機器とします。ただし、ティンズサービスの種類により個別に当該技術事項を提示することがあります。

第3節 お客様の義務

(お客様の維持責任)

第16条 お客様はティンズサービスの遂行に支障を与えないために、顧客設備を正常に稼働するよう維持するものとします。

2. お客様は、当社が業務の遂行に支障がないと認めた場合を除いて、顧客設備等に他の機械、付加物品等を取り付けられないものとします。

(顧客設備等の検査)

第17条 当社は、お客様がティンズサービスの利用開始に伴い顧客設備等を接続する場合、あるいは既に使用中の顧客設備等の変更あるいはアクセス回線の変更をする場合、もしくは顧客設備等に異常があると認められる場合、その他ティンズサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、その顧客設備等の種類あるいは接続状態について検査を行うことができるものとします。この場合、お客様は、正当な理由がある場合を除いて検査を受けることを拒絶できないものとします。

2. 第1項の検査を行った結果、顧客設備等の種類あるいは接続状態等に不適当な事項が発見されたときは、当社はお客様にその是正を要求することができるものとします。

(識別符号の管理責任)

第18条 お客様は、当社より付与された識別符号を第三者に譲渡もしくは利用させたり、その他の名義変更や質入等の担保設定を行うことはできません。万が一お客様における識別符号の管理あるいは使用から当社に損害を生じた場合はこの賠償責任をお客様は負うものとします。

第4章 ティンズサービスの利用制限

(ティンズサービスの利用制限)

第19条 当社は、法第8条の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、ティンズサービスの提供を制限または停止することがあります。

(サービス提供の中断)

第20条 当社は、次の場合には、ティンズサービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) ティンズサービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 第一種電気通信事業者の都合によりティンズサービス用通信回線の使用が不能なとき
2. 当社は、前項の規定によりティンズサービスの提供を中断するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめその旨をお客様にお知らせします。

(サービス提供の廃止)

第21条 当社は、当社の都合によりティンズサービスにおける特定の種類のサービスを廃止することがあります。お客様は右廃止について了承するものとします。

2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、お客様に対し廃止する日の3ヶ月前までに、書面によりその旨を通知します。
3. お客様は第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係わる種類のサービスに代えて他の種類のサービスを受けることができます。

(不具合に対する対応)

第22条 お客様は、ティンズサービスに関し何らかの不具合を発見したときは、ただちに、当社に通知するものとします。なお、対応措置については、お客様と当社で協議の上決定し、これを実施するものとします。

第5章 料金等

(料金の適用)

第23条 ティンズサービス料金は、別表に規定するところによります。お客様は右料金を本約款に従い支払うものとします。

(料金の計算方法)

第24条 ティンズサービス料金のうち、初期契約料(以下「契約料」といいます)は、各ティンズサービスの利用契約毎に一時金としてお支払いいただく料金です。契約料支払義務は当社が第8条の承諾をしたときにお客様に発生するものとします。なお契約料は、ティンズサービス用設備へのお客様の登録等に要する費用であり、契約料はその理由の如何を問わず返還されません。

2. ティンズサービス料金のうち、月額料金は、毎月にお支払いいただく料金であり、別表に表す固定料金とします。
3. 料金月の起算日は各暦月の1日とします。
4. 各料金月の途中で利用契約が開始あるいは終了した場合、当該料金月の基本料金は料金の30分の1(円未満切り捨て)にその料金月におけるティンズサービス利用日数を乗じて算出した金額とします。

(料金の支払方法)

第25条 ティンズサービス料金は、お客様において当社が指定する期日までに当社の指定する方法により当社あるいは当社指定の金融機関に対して支払われなくてはならないものとします。

(割増金)

第26条 お客様は、ティンズサービス料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第27条 お客様は、ティンズサービス料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(消費税)

第28条 お客様は、当社に対しティンズサービスに対する債務の支払を行う場合は、別に定める料金額に消費税相当額(消費税法及び関連法令)を加算してその支払を行うものとします。

第6章 損害賠償

(損害賠償の限度)

第29条 当社が提供すべきティンズサービスの全部または一部をお客様の責によらない理由によりお客様が全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下「利用不能」といいます)が生じた場合において、当該利用不能を当社が知った時刻から起算して12時間以上ティンズサービス利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、当該利用不能を当社が知った時刻から同サービスを使用することが可能となった時刻までの時間数を12で除した数(小数点以下は端数は切り捨てます)に月額料金の60分の1を乗じて得た額をお客様からの請求により当社規定の方式により減額または返還します。

2. ティンズサービス用通信回線にかかる第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務、または、相互接続する他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因してお客様が利用不能となった場合、利用不能となったお客様全員に対して、当社は、前項に準じてお客様からの請求により月額利用料金を減額または返還するものとしたしますが、この場合の当該減額ないし返還金額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者、または、相互接続する他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を超えないものとします。

(免責)

第30条 当社は、前条第1項の場合を除き、お客様がティンズサービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償責任を負いません。

第7章 利用停止および利用契約の終了

(お客様が行う利用契約の解約)

第31条 お客様は、最低利用期間が経過した後、もしくは解約日が最低利用期間に達している場合は、当社規定の書類に解約するティンズサービスの種類、解約日等、当社の指定する事項を記入のうえ解約日の2ヶ月前までに、当社に通知していただくことにより、いつでも利用契約を解約することができます。

(利用の停止)

第32条 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間、そのティンズサービスの利用を停止することがあります。

- (1) ティンズサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 第15条、第16条、第18条、または第36条の規定に違反したとき。
 - (3) 第17条の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき。またはその検査の結果発見された不適切な事項を是正しなかったとき。
 - (4) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてティンズサービスを使用したとき。
 - (5) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてティンズサービスを使用したとき。
2. 当社は、前項の規定によりティンズサービスの利用停止をするときは、その理由、利用停止をする日および期間をあらかじめお客様にお知らせします。

(当社が行う利用契約の解除)

第32条 当社は、前条の規定によりティンズサービスの利用を停止されたお客様が前条の期間中にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解除することができます。

2. 当社は、お客様において下記の事由が発生した場合、前条および前項の規定にかかわらず利用の停止及び催告をしないで利用契約を解除することができます。
 - (1) 破産、和議、特別清算、会社更生または会社整理の申立をなされたとき。
 - (2) 仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき。
 - (3) 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき。

第8章 機密保持

(機密保持)

第34条 当社は、ティンズサービスの提供に関連して知り得たお客様の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。

第9章 雑則

(お客様の義務)

第35条 お客様が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、お客様は經由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として利用しないものとします。

(情報の管理)

第36条 お客様は、ティンズサービスを使用して受信し、または送信する情報については、ティンズサービスの設置または装置の故障による消失を防止するための措置を取るものとします。

(基本的な技術的事項)

第37条 ティンズサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に記載のとおりとします。